

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について

〔平成 31 年 4 月 16 日 30 林国経第 130 号
林野庁経営企画課長より各森林管理局計画保全部長・森林整備部長あて
〔最終改正〕令和 6 年 3 月 22 日 5 林国経第 118 号〕

近年、鳥獣による生態系・農林業等への被害が全国で深刻な状況にあり、有害鳥獣の捕獲対策の強化が一層重要となっている。

しかし、有害鳥獣捕獲や生息状況調査等の事業（以下「有害鳥獣捕獲等事業」という。）に従事する者の高齢化が進む一方、担い手の確保が困難となっていることや事業実施中に多数発生する事故への安全対策が課題となっている。

有害鳥獣捕獲等事業の担い手を確保し、安全に事業を実施していくためには、従事者の育成や安全管理等に必要な費用を反映した適正な価格で事業を発注すること及び事業者に求められる安全管理体制を明確にし、捕獲等現場で実践する必要がある。

このため、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業を委託事業により実施する場合の基準等を下記のとおり定め、本日以降に入札公告又は随意契約に関する公示を行う有害鳥獣捕獲等事業から適用することとしたので、ご了知の上、事業の適切な実施に遺漏なきよう措置されたい。

記

- 別紙 1 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件
- 別紙 2 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準
- 別紙 3 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書